

環境省令で定める事業者とは、法施行規則第13条の6規定により、「法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。」と記載。

1 安全管理体制に係る認定基準（法施行規則第19条の4第1項第1号）

法第18条の5第1項第1号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項（第6号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。）

ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

ニ 銃器を使用する場合にあつては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の（1）及び（2）に掲げる事項

（1）射撃場における射撃を捕獲従事者に1年間に2回以上実施させることに関する事項

（2）銃器の保管及び使用に関する事項（捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合にあつては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。）

ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）

ヘ その他必要な事項

2 その他の基準（法施行規則第19条の8第4号）

捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約（損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。

イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。

ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害保険契約であること。

ハ 保険金額（捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあつては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額）が、銃猟に係る損害に係るものにあつては1億円以上、網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては3千万円以上であること。

3 実施に十分な従事者を有していること（装薬銃10名以上、わな4名以上）

4 申請者が申請前過去3年以内に同種内容の業務を実施、履行していること。